

令和3年度

事業計画書

那珂川町社会福祉協議会

令和3年度那珂川町社会福祉協議会事業計画

【 目 標 】

『共に支え合う地域社会・誰もが安心して暮らせる ふくしのまち』

【 基本方針 】

国は、国民の命と暮らしを守るために、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を図り、ポストコロナの新しい社会をつくっていく方針を示しております。福祉分野では、「子育て支援の充実や保育サービスを拡充するなどの少子化対策の推進」、「全ての世代が安心できる社会保障制度の構築」、「個々人の状況に応じた就労や社会参加など頑張る人への強力な支援」等をとおして、若者、高齢者、女性、障害者、難病のある方も皆が活躍できる地域共生社会の実現に取り組むとしております。

こうした状況の下、社会福祉協議会は町と協働で策定している「第3期那珂川町地域福祉推進プラン」に基づき、子ども・子育て家庭・高齢者・障害者などすべての住民が地域で安心して暮らし、生きがいをともに作り、ともに高め合うことができる「地域共生社会の実現」に向けて、総合的に事業を展開してまいります。

令和3年度から、新たに日常生活自立支援事業（愛称：あすてらす）を受託し、高齢者、障害者が福祉サービスを適切に利用できるような支援を行い、福祉サービス利用料や公共料金の支払いなど金銭管理の支援も行える体制を整えます。

生活支援コーディネーター設置事業は、5年目となりこれまでに把握した地域課題を解決するための取り組みを行政区、ボランティア、住民の皆様と協力して更に推進していきます。

福祉相談事業については、困っている人が少しでも安心して生活できるように福祉事業者や行政など関係機関との連携を密にし、効率的な支援が行えるようにコーディネート機能を強化してまいります。

新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の低迷により、収入減少、失業に関する相談者が増加しています。生活福祉資金貸付制度の適切な利用、生活困窮者自立支援制度との連携強化に努め、生活困窮状態から脱却できるよう支援に取り組めます。

介護サービス事業・障害福祉サービス事業については、新型コロナウイルスの感染予防を徹底するとともに、職員の資質と専門性向上を図り、安心して利用していただける環境を整えます。併せて、事業の安定経営のため、各種加算の取得や利用率向上に努めます。

【重点項目】

I 組織・財務基盤の強化

社会福祉協議会の各種事業を効果的に実施するため、執行機関である理事会や議決機関である評議員会等の組織基盤の強化を図ります。

また、独自事業を展開するために自主財源を確保し、安定した財政基盤の確立に努めます。

II 地域福祉活動の推進

地域福祉活動計画に沿って、「元気で明るく暮らせるまちをつくる」をめざして、行政区や関係団体並びにボランティア等と協働しながら、福祉サービスを総合的に展開していきます。

III 福祉教育活動の振興

「誰もが安心して暮らせるふくしのまち」の実現をめざして、家庭や学校、地域が一体となった福祉活動の啓発の機会をつくり、地域住民への福祉の理解と関心を高め、福祉教育の振興を図ります。

IV ボランティア活動の推進

ボランティア活動へのきっかけづくりや人材の育成、情報提供等のボランティアセンター機能の充実を図り、共に支え合う地域社会の実現をめざします。

また、生活支援コーディネーター設置事業において、生活支援を行う担い手の発掘・養成、新たな活動の創出等、高齢者を支え合う地域づくりを進めます。

V 相談体制・支援体制の充実

福祉ニーズの多様化・複雑化、地域コミュニティの希薄化等により、さまざまな課題を抱える世帯等の相談に対し、一括して受付（ワンストップ）し、横断的に各相談支援機関へとつなぎ、総合的にコーディネートする包括的・総合的な相談体制を充実していきます。

また、新たに受託する日常生活自立支援事業の利用促進に取り組み、障害者等が適切な福祉サービスを利用できる支援体制の充実を図ります。

VI 介護・障害福祉サービス事業の充実

在宅での生活を支えるために、必要なサービスを必要なときに利用できる体制を整備し、質の高いサービスを提供していきます。

【事業内容】

番号	事業名	財源内訳					
		自主			補助		委託
1	組織・財務基盤の強化	会	寄附	他	町		
<p>(1) 法人運営の基盤整備と経営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正副会長及び常務理事による3役会議の開催 ・ 理事会並びに評議員会の定期開催（年3回以上） ・ 監査（内部・外部）の実施 ・ 理事並びに評議員、監事研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 法人運営、高齢者や障害者福祉制度等に関する研修会 先進地への視察研修 ・ 各種法令に基づく諸規程の整備及び適宜改正 ・ 情報公開への適切な対応、個人情報保護法に基づく情報管理体制の構築 ・ 本所及び支所機能の見直しの検討 ・ 職員の適正配置及び将来計画の検討 ・ 介護サービス事業の経営の健全化 <ul style="list-style-type: none"> 事業の適正規模や拡充等の検討 県や県社協等が主催する研修会への参加 							
<p>(2) 財務基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員会費制度の周知徹底、会員の増強 <ul style="list-style-type: none"> 強化月間（7月）の周知徹底（広報誌、PRチラシ、ホームページ活用） 賛助会員（個人）並びに特別会員（事業所等）の確保 年間を通して会員募集の実施 ・ 共同募金事業の実施による事業費の確保 ・ 福祉振興基金の造成 <ul style="list-style-type: none"> 基金設置の周知、寄付金の確保 確実かつ有利な運用法の検討 ・ 寄付金の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> 福祉振興基金への積立 福祉金庫（小口貸付）及び善意銀行（困窮者援助）への活用 地域福祉活動への活用 ・ 介護サービス事業の経営の健全化（再掲） <ul style="list-style-type: none"> 事業の適正規模や拡充等の検討 県や県社協等が主催する研修会への参加 							

番号	事業名	財源内訳						
		自主				補助		委託
2	地域福祉活動の推進	会	寄附	事収	共募	町	町	県社

(1) 広報・啓発活動の推進

- ・ 広報誌「ふくしなかがわ」の発行（共同募金事業で2回分発行）
 定期号：年6回（5月・7月・9月・11月・1月・3月）発行
 臨時号：不定期発行
- ・ ホームページの公開・更新（随時）
 アドレス：<http://nakagawa.syakyo.com/>
 ブログ、twitter
- ・ 町広報誌・有線テレビ等を活用した広報
- ・ 啓発活動用のリーフレットやハンドブック等の作成
 社協の事業が分かるリーフレット



(2) 子育て支援事業の推進

- ・ チャイルドシート等購入費助成金交付事業
 チャイルドシート等購入費用の一部を助成
- ・ 子育て広場の開設（馬頭総合福祉センター内）
 交流・集いの場所、子育てに関する情報の提供
 対象：乳幼児とその保護者
- ・ 交通安全傘配付（共同募金事業で実施）
 対象：新入学児童
- ・ 子育て関係団体への助成（共同募金事業で実施）

(3) ひとり親家庭支援事業の推進

- ・ ひとり親家庭招待事業（共同募金事業で実施）年1回
- ・ ひとり親家庭団体等への助成（共同募金事業で実施）

(4) 高齢者支援事業の推進

- ・ 生活支援コーディネーター設置事業（町より受託事業）
- ・ ふれあい・いきいきサロンの実施（センター型、地域密着型）
 レクリエーションや季節の行事、日帰り旅行等
- ・ 福祉タクシー事業（詳細な要件あり）
 通院時に公共交通機関が利用できない方
 タクシー券（500円/枚）を距離（3段階）に応じて交付
- ・ 訪問理容サービス事業 年4枚利用券を交付
- ・ 高齢者団体への助成（共同募金事業で実施）



△地域密着型サロン（南町）

(5) 障害者(児)支援事業の推進

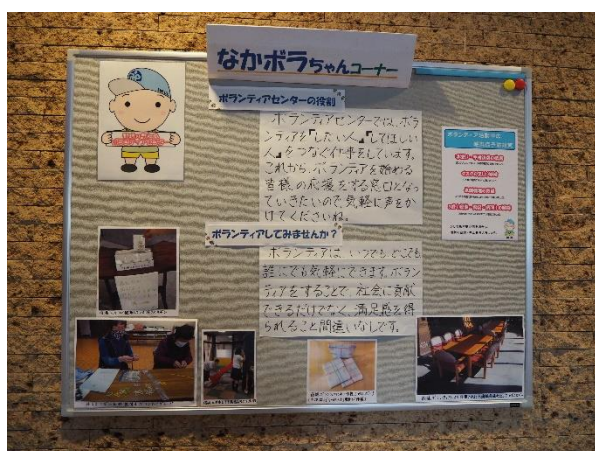
- ・ 日中一時支援事業の実施
日中における活動の場の提供（創作活動等）
対象：在宅の障害者(児)
- ・ 福祉タクシー事業（再掲）
- ・ 訪問理容サービス事業
- ・ 福祉機器貸出（有料） 貸出物品：ベッド、車いす、シルバーカー
- ・ 福祉車両貸出 燃料費のみ実費負担
- ・ 在宅障害者(児)レクリエーション事業（共同募金事業で実施） 年1回
- ・ 障害者(児)団体への助成（共同募金事業で実施）

(6) 移動支援事業（福祉有償運送）

- ・ 障害者の医療機関への移送手段の確保（通院、入退院及び検診等）
対象：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者福祉サービス受給者証のいずれかの交付を受けた者で利用登録をした者
運行範囲：那須烏山市、さくら市、大田原市、那須塩原市、高根沢町、常陸大宮市、大子町
料金：初乗料金 2 km 300 円、加算料金 1 km 毎 100 円

(7) 地域安心確保ネットワーク事業の推進

- ・ 地域要援護者見守り事業
- ・ 安心キット設置事業
- ・ 乳酸菌飲料宅配による見守り事業（共同募金事業で実施）
乳酸菌飲料宅配による見守り
対象：高齢者や障害者等の要援護者
- ・ 『ちよっくら見守り活動』の周知



△ボランティア情報掲示板の設置



△ボランティア体験支援事業（こども園）

番号	事業名	財源内訳					
		自主			補助		委託
3	福祉教育活動の振興	会	共募				
		<p>(1) 福祉体験学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等への出前講座 ・総合福祉センターへの来所講座 					
<p>(2) 児童・生徒ボランティア活動普及助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の各学校への助成（共同募金事業で実施） 小学校 3校 中学校 2校 高等学校 1校 							
<p>(3) 高齢者と子どもの交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の認定こども園への助成（共同募金事業で実施） 認定こども園 3園 							
<p>(4) 福祉啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉まつりの開催（共同募金事業で実施） 予定日：令和3年10月16日（土） 場所：小川総合福祉センター 福祉・介護相談及び体験（福祉機器体験）、団体活動PRコーナー 「ふくしのまち」ポスター展、ボランティア活動普及助成事業協力校による展示等 							
<p>(5) 福祉関係実習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生の受入 社会福祉士、介護福祉士等の資格取得に必要となる実習の受け入れ ・実習指導体制の充実 資格を有する職員の研修会等への参加 							

番号	事業名	財源内訳					
		自主			補助		委託
4	ボランティア活動の推進	会	共募				
		<p>(1) ボランティアセンター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録及び斡旋 ・情報の提供（なかボラちゃんコーナーの充実） ・各種講座の開催 ボランティアサマースクール（小学生） ボランティア体験支援事業（中・高校生） ボランティア関係講座（一般・学生） ・ボランティア応援事業（仮称・新規） ボランティアセンター新規登録者のボランティア保険料を助成 ・福祉まつりの開催（再掲） ・地域ボランティア活動助成事業 行政区等の地域での人材育成・ボランティア活動普及 					
<p>(2) ボランティア保険の加入促進・手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動保険 対象：ボランティア個人並びに団体等 ・ボランティア行事用保険 対象：社協並びにボランティア団体主催行事 							

番号	事業名	財源内訳							
		自主				補助		委託	
5	相談体制・支援体制の充実	会	寄附	障収		町		町	県社
(1) 低所得世帯等支援事業の推進									
<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金貸付制度（県社協より受託事業） ・社会福祉金庫貸付 <ul style="list-style-type: none"> 生活資金及び災害資金の小口貸付 対象：低所得世帯（生活保護世帯以外）及び生活困窮者 ・善意銀行事業 <ul style="list-style-type: none"> 緊急かつやむを得ない事情により困窮している世帯に対して、金銭及び物品等の払出を行う 対象：低所得世帯（生活保護世帯以外）及び行路人 									
(2) 日常生活自立支援事業（あすてらす）の実施（新規）（県社協より受託事業）									
<ul style="list-style-type: none"> ・専門員、生活支援員の適正配置及び養成 ・日常生活自立支援事業の周知 ・支援計画の策定 ・福祉サービスの利用援助を中心とした支援 ・権利擁護等の研修会への参加 									
(3) 福祉相談事業の実施（町より受託事業）									
<ul style="list-style-type: none"> ・人員の適正配置 <ul style="list-style-type: none"> 相談支援包括化推進員 ・中央福祉相談センターの常設（ワンストップ） <ul style="list-style-type: none"> 支援計画の策定 ネットワークの構築（各相談支援機関との横断的な支援体制） 地域づくり、社会資源の創出 ・専門相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> 無料法律相談 年6回 介護相談 随時 									
(4) 障害者相談支援事業（特定・一般相談）									
<ul style="list-style-type: none"> ・人員の適正配置 <ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員、支援員 ・相談支援事業の実施（障害者総合支援法） <ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービスの周知 サービス利用支援 地域移行、地域定着支援 ・資質向上のための研修会 <ul style="list-style-type: none"> 県や県社協等が主催する研修会への参加 									

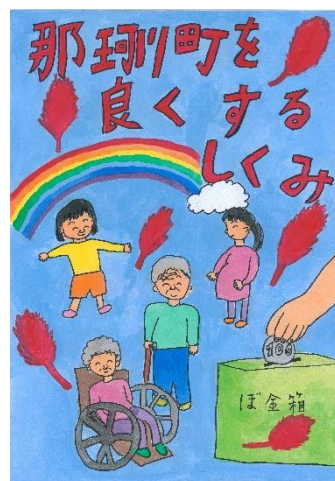
番号	事業名	財源内訳					
		自主			補助		委託
6	介護・障害福祉 サービス事業の充実	介収	障収				委託
							町
(1) 訪問介護事業（ホームヘルプ）							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員の適正配置 <ul style="list-style-type: none"> サービス提供責任者（介護福祉士） ホームヘルパー（2級以上） ・ 訪問介護事業の実施（介護保険法） ・ 総合事業（訪問介護型サービス）の実施（介護保険法） ・ 居宅介護等事業の実施（障害者総合支援法） ・ 特例ホームヘルパー派遣事業の実施（町より受託事業） ・ 資質向上のための研修会 <ul style="list-style-type: none"> 県や県社協等が主催する研修会への参加 事業所内自主研修会の実施 							
(2) 通所介護事業（デイサービス）							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員の適正配置 <ul style="list-style-type: none"> 生活相談員（社会福祉主事や介護福祉士等） 看護師 介助員（介護福祉士やホームヘルパー2級） ・ 通所介護事業の実施（介護保険法） <ul style="list-style-type: none"> 個別機能訓練の実施 ・ 総合事業（通所介護型サービス）の実施（介護保険法） <ul style="list-style-type: none"> 運動器機能向上の実施 ・ 資質向上のための研修会 <ul style="list-style-type: none"> 県や県社協等が主催する研修会への参加 事業所内自主研修会の実施 							
(3) 居宅介護支援事業（ケアマネジメント）							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員の適正配置 <ul style="list-style-type: none"> 管理者（主任介護支援専門員）、介護支援専門員 ・ 居宅介護支援事業の実施（介護保険法） ・ 介護予防サービス計画作成等事業（町より受託事業） ・ 資質向上のための研修会 <ul style="list-style-type: none"> 更新・専門（Ⅰ・Ⅱ）研修、主任介護支援専門員研修 県や県社協、地域包括支援センター等が主催する研修会への参加 他事業所と共同で行う研修会の実施 事業所内自主研修会の実施 ・ 地域ケア会議への参加 							

番号	事業名	財源内訳						
		自主			補助		委託	
7	受託事業の適正運営						町	県社
(1) 生活支援コーディネーター設置事業（再掲）								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進 <li style="padding-left: 20px;">地域サービス創出、人材育成、ネットワーク構築等 								
(2) 生活福祉資金貸付制度（再掲）								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談及び受付業務 <li style="padding-left: 20px;">貸付に関する相談への対応、借入申込書等に関する書類の交付、受付等 ・ 償還の督促 <li style="padding-left: 20px;">借受人並びに担当民生児童委員への関係書類の通知 								
(3) 日常生活自立支援事業（あすてらす）（再掲）								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門員、生活支援員の適正配置及び養成 ・ 日常生活自立支援事業の周知 ・ 支援計画の策定 ・ 福祉サービスの利用援助を中心とした支援 <li style="padding-left: 20px;">・ 権利擁護等の研修会への参加 								
(4) 福祉相談事業（再掲）								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員の適正配置 ・ 相談の総合的なコーディネート ・ 専門相談の実施 								
(5) 介護予防サービス計画作成等事業（再掲）								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援1・2又は事業対象者に対して、保健・医療・福祉サービスの適正な利用等ができるように居宅サービス計画を作成する事業 								
(6) 特例ホームヘルパー派遣事業（再掲）								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 他制度等の対象にならないが、ホームヘルパーの派遣を行わないと在宅における生活等が困難な方に対して、訪問介護員が入浴・排泄・食事等の介護及び日常生活上の支援を行う事業 								
(7) 馬頭総合福祉センター管理運営事業								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受付等に関する業務 <li style="padding-left: 20px;">施設の利用受付及び案内や説明、鍵の開閉等 ・ 環境衛生に関する業務 <li style="padding-left: 20px;">利用者が快適に施設を利用するための清掃等 ・ 設備・機器類に関する業務等 <li style="padding-left: 20px;">設備・機器類の日常的な点検等 								

番号	事業名	財源内訳			
		自主	補助	委託	
8	共同募金事業の推進	共募			
<p>(1) 共同募金運動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募金運動の実施（各戸、募金箱、街頭募金） ・住民や事業所（法人・商店）への周知・協力 					
<p>(2) 共同募金配分金事業の適正実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉活動 <ul style="list-style-type: none"> ふれあい・いきいきサロン（地域密着型）の実施（再掲） 乳酸菌飲料宅配による見守り事業（再掲） 高齢者団体への助成（再掲） ・児童、青少年福祉活動 <ul style="list-style-type: none"> 多世代交流事業（グラウンドゴルフ） ボランティア活動普及助成事業（再掲） 高齢者と子どもの交流事業（再掲） 交通安全傘配付（再掲） 子育て関係団体への助成（再掲） ・障害者（児）福祉活動 <ul style="list-style-type: none"> 在宅障害者（児）レクリエーション事業（再掲） 障害者（児）団体への助成（再掲） ・ひとり親家庭福祉活動 <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭招待事業（再掲） ひとり親家庭団体等への助成（再掲） ・住民全般福祉活動 <ul style="list-style-type: none"> 登下校見守り運動事業 福祉まつりの開催（再掲） 広報誌「ふくしなかがわ」の発行（再掲） 「ふくしのまち」ポスター展 災害見舞金（弔慰金）配分事業 ・とちぎ安心生活支援プロジェクト（テーマ型募金）による「子ども食堂」の支援 					



△配付している交通安全傘



△ふくしのまちポスター展（金賞）

番号	事業名	財源内訳					
		自主			補助		委託
9	日本赤十字社事業の推進	日赤					
<u>(1) 会員増強運動と会費募集の実施</u> ・会費募集の推進と会員制度の周知徹底							
<u>(2) 救急法等講習会の実施</u> ・救急法等講習会の推進と周知徹底							
<u>(3) 災害救援活動等の実施</u> ・自然災害や火災等の被害者への救援物資等の交付 ・義援金の募集							

番号	事業名	財源内訳					
		自主			補助		委託
10	障害者総合支援事業の実施	障収				町	
<u>(1) 日中一時支援事業（再掲）</u> ・身体・知的等の障害を持つ方に対して、日中における活動する場を提供し、日常生活に関する相談・助言、健康状態の確認などの日常生活上の支援等を行う。							
<u>(2) 特定相談支援事業（再掲）</u> ・サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要な方に、自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整を行う。							
<u>(3) 一般相談支援事業（再掲）</u> ・入所施設や病院等からの退所・退院にあたって、支援が必要な方に施設や病院等と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行う。（地域移行支援） ・施設や病院から退所・退院した方で、地域生活が不安な方に対する支援を行う。（地域定着支援）							
<u>(4) 居宅介護等事業の実施（再掲）</u> ・身体・知的等の障害を持つ方に対して、訪問介護員がその自宅を訪問して入浴・排せつ・食事等の介護及び日常生活上の支援等を行う。							

